

令和4年度
第10回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和5年1月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和4年度第10回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和5年1月13日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和5年1月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和5年1月25日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和5年1月25日 13時32分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	▲
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	▲				

議事録署名委員	議席番号 17番	大森直子	議席番号 18番	三浦美恵子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	田村春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主任	澤口頼太		
	農地調整係主事	恩賀ひとみ		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号10番高橋栄光委員、体調不良のため、議席番号16番山本範夫委員、所要のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中17名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和4年度八幡平市農業委員会第10回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、17番 大森直子 委員、18番 三浦美恵子 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第10回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第10回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、5項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和5年1月以降の主な会議 行事等日程について、2項目め。令和4年度第10回総会について、以上、2項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等について。協議を行った結果、2月9日午前9時30分に決定となりました。

2項目め。農業経営基盤強化促進法第15条に基づく八幡平市農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続規則の一部改正について。内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなりました。

3項目め。八幡平市空き家等に付属した農地の別段の面積取扱要綱の廃止について。内容について協議を行ったところ、同じページの下側に記載したとおりとなりました。

次のページの左上、4項目め。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正について。内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりました。

5項目め。令和5年度八幡平市賃借料情報について。内容について協議を行ったところ、次のページの下側に記載したとおりとなりました。

以上、5項目について協議を行いました。改めて本日の農業委員会議の協議事項で事務局より「2項目め」から「5項目め」の説明を行う事としております。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

次のページの左上、5情報提供等となります。運営委員からの情報提供等はありませんでした。続いて、事務局から1件の事務連絡を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和4年度第10回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和5年1月25日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第10回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の10ページをご覧ください。

令和4年12月26日から令和5年1月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から、かた括弧4番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

かた括弧5番ですが、今回農地改良届が4件、制限の例外が1件あります。農地改良届は12月9日分は前に申請があった農地の隣、12月21日の2件は、こちらも前に申請があった分の更新、1月4日分も前の申請の続きとなります。4件とも今までを継続する申請です。また12月19日分で制限の例外の申請があり、楽天モバイルの基地局を設置します。

次に、かた括弧6番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は1月17日の火曜日でございます、8件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の14番委員古川美枝子委員、農業委員の15番委員向久保勉委員、推進委員の西根南地区の7番委員畠山和雄委員、推進委員の松尾地区の7番委員小原ふく子委員、推進委員の安代地区の5番委員種市幸雄委員の5名でございます。

また、事務局からは田村事務局長と澤口新主任と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案第1号ですが、今月の申請は1件ございましたが、昨日、令和5年1月24日付けで申請者より今回申請の取下願出がありました。

今回第10回総会の告示後の取下願出となりますので、議案第1号議題として総会資料に記載がありますことご了承ください。

それでは、議案の2ページと別にお配りしている農地法第3条許可申請書の取下願出書をご覧ください。

まず、当初の申請について説明します。議案の2ページをご覧ください。

申請番号1：松尾第1地割516、畑、12,348㎡を含む30筆103,049㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。次の3ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を掲載していません。次に、別にお配りしている農地法第3条許可申請書の取下願出書をご覧ください。昨日24日付けで申請者双方より取下願出書の提出がありました。

取下理由は記載のとおりですが、読み上げます。

【別紙、省略】

要するに、相続時精算課税制度の誤認識があったということです。この相続時精算課税制度を活用すると、贈与税2,500万円の特別控除が受けられます。それを目的として、当初申請しましたが、税理士や関係者に再確認したところ、建物や機械などの名義変更は必要ですが、農地の贈与は不要ということが判明したということです。

なお、本件の処理につきましては、岩手県農業会議に確認し、農地法関係事務処理要領に基づき事務執行いたしますこと申し添えます。

説明は以上です。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑を終わります。よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、農地法第3条許可申請書の取下願出書により可否を審議しないこととします。

○議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（澤口主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1：平館第5地割94番、畑、3,415㎡を含む2筆6,043㎡。転用の目的は、植林です。内容は、カラマツの植林、1,200本が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 14 番 古川美枝子 委員にお願いします。

14 番（古川委員）

14 番 古川美枝子です

申請番号 1 番ですが、位置は市役所本庁舎から北東へ約 1.6 k m の地点です。現況は、自己保全管理されておりました。申請地は周囲が山林に囲まれており、周辺農地にも影響が無いことから選定したとのことでした。

農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 2 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（澤口主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の 8 ページをお開きください。今月の申請は 1 件になります。

関係資料 3 ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号 1 : 赤坂田 254 番 8、畑、212 m²です。現況は、車庫が建築されており、宅地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 14 番 古川美枝子 委員にお願いします。

14 番（古川委員）

14 番の古川美枝子です。

申請番号 1 番ですが、位置は、JR 赤坂田駅から南西へ約 700m の地点です。現況は、車庫が建設されており、宅地化しておりました。申請地は、賃借人が宅地であると思込み、平成 8 年に車庫を建設したことで宅地化したとのことでした。

申請地は非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第 2 条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の9ページをご覧ください。

今月の申請は39件で、全件新規の申請です。賃貸借権設定は30件、使用貸借権設定は6件、中間管理機構を通じた所有権移転が3件です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～21番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号22番～26番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号27番～29番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号30番は、安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号31番～35番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号36番は、西根北地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号37番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号38番～39番は、西根北地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の17ページ～22ページに掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号8番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号1番 日戸重雄 委員の退席を求めます。

（1番 日戸 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号8番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号8番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号8番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号1番 日戸重雄 委員の着席を求めます。

(1番 日戸 委員 着席確認)

議長（立柳会長）

ここで、議長を交代します。三浦美恵子 会長職務代理者 議長席に登壇願います。

(立柳会長は19番席に着席)

(三浦会長職務代理者は議長席に着席)

議長（三浦会長職務代理者）

これより、八幡平農業委員会会議規則 第8条第2項の規定により会長の職務を代理し、議長を務めます。

引き続きまして、申請番号28番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号19番 立柳優 委員の退席を求めます。

(19番 立柳 委員 退席確認)

議長（三浦会長職務代理者）

これより、申請番号28番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（三浦会長職務代理者）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号28番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (三浦会長職務代理者)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (三浦会長職務代理者)

よって、申請番号28番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号19番 立柳優 委員の着席を求めます。併せて、議長を交代します。立柳会長は議長席に登壇願います。

(三浦会長職務代理者は 18 番席に着席)

(立柳会長は会長席に着席)

議長 (立柳会長)

これより、申請番号 8 番、28 番を除く議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 8 番、28 番を除く議案第 4 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、申請番号 8 番、28 番を除く議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会 (13時32分)

議長 (立柳会長)

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第10回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年2月24日

会 長 _____

17 番委員 _____

18 番委員 _____

令和4年度

第10回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和5年1月25日（水）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第10回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 5 閉 会